

国立大学法人東京外国語大学グローバル・イノベーション・デザイン・
インスティテュート規程

〔令和 8 年 3 月 24 日〕
規 則 第 23 号

(設置)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年 3 月 26 日制定）
第 2 2 条の規定に基づき、グローバル・イノベーション・デザイン・インスティテュート（以下「GIDI」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 GIDI は、本学が有する人文社会科学系の学術知を広く産業界等との連携により展開し、教育研究等の高度化を支援することにより、イノベーションの創出や社会課題の発見及び解決に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 GIDI は、次に掲げる業務を行う。

- (1) イノベーション・デザイン等に関する企画・構想、推進及び連絡調整に関すること。
- (2) AI を利活用した教育研究等の高度化の推進に関すること。
- (3) 企業等との連携による学生の多様なキャリアパス形成支援及び実践的教育の企画・開発に関すること。
- (4) その他第 2 条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(部門)

第 4 条 GIDI に、第 3 条各号の業務を遂行するための組織として、次の部門を置く。

- (1) イノベーション・デザイン統括部門
- (2) 教育研究 DX 推進部門
- (3) 新領域キャリア開発部門

(組織)

第 5 条 GIDI に、次の職員を置く。

- (1) GIDI 長
- (2) 副 GIDI 長
- (3) 部門長
- (4) 部門員
- (5) その他必要な職員

(GIDI 長)

第 6 条 GIDI 長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 GIDI 長は、第 3 条各号に掲げる業務を掌理する。

3 GIDI 長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該 GIDI 長を指名した学長の任期を超えることができない。

4 GIDI 長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副 GIDI 長)

第 7 条 副 GIDI 長は、GIDI 長が指名した者をもって充てる。

- 2 副 GIDI 長は、GIDI 長を補佐し、GIDI 長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副 GIDI 長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名した GIDI 長の任期を越えることができない。

(部門長)

第 8 条 部門長は GIDI 長が指名した者をもって充てる。

- 2 部門長は、第 4 条各号に掲げる部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名した GIDI 長の任期を越えることができない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門員)

第 9 条 部門員は、部門長が指名した者をもって充てる。

- 2 部門員は、部門の業務を遂行する。
- 3 部門員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名した部門長の任期を越えることができない。

(運営委員会)

第 10 条 GIDI の管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) GIDI 長
- (2) 副 GIDI 長
- (3) 部門長
- (4) その他 GIDI 長が指名する者

- 3 GIDI 長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の審議内容は、GIDI 長が総合戦略会議に報告するものとする。

(部門の運営)

第 11 条 第 4 条に掲げる部門の運営について、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 12 条 GIDI に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、GIDI の運営等に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。